

第148号議案

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八王子市国民健康保険条例（昭和34年八王子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第7条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第4項において同じ。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p> <p>(1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者</p>	<p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第7条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。第4項において同じ。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であつて、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあつた月の属する年度（結核医療給付金の申請のあつた月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p> <p>(1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者</p>

(2) 18歳 未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 2～6 (略)	(2) 20歳 未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主 2～6 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。